

動物園等における高病原性鳥インフルエンザへの対応強化について

環自総発第 1611213 号

平成 28 年 11 月 21 日

環境省自然環境局総務課長から各都道府県・指定都市
・中核市 動物愛護管理主管部（局）長あて

日頃から動物愛護管理行政の推進につきましては、御理解御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日報道発表したとおり、秋田市大森山動物園において死亡した飼育下のコクチョウ 2 羽から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6 亜型）が検出されました。本年度は既に、秋田県、鳥取県、鹿児島県で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されており、本日付けで「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに関する対応技術マニュアル」に基づき、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルが「レベル 3」に引き上げられているところです。

環境省では「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針（平成 24 年 2 月 3 日環自総発第 120203002 号）」を公表し各自治体に周知しているところですが、本年度の発生状況に鑑み、今後、貴自治体において高病原性鳥インフルエンザの疑い事例が発生した場合は、以下の点に留意していただき、迅速かつ適切な対応をしていただけるよう、改めて依頼いたします。

1. 動物園等において簡易検査陽性の事例が発生した場合には、速やかに環境省に報告し、検体の送付先となる確定検査機関について調整すること
2. 検体の採取を確実にを行うとともに、確定検査機関への送付を迅速に行うこと
3. 今般の高病原性鳥インフルエンザへの対応については、別途、本日付けの環境省自然環境局野生生課鳥獣保護管理室長名の事務連絡文書を発送しているところであり、自治体内の鳥獣行政担当部局をはじめとする関係部局と本通知に係る対応についても情報共有するとともに、環境省と自治体との報道発表に関する調整を行うこと
4. その後の防疫体制や検査結果の報告等を迅速に行うため、自治体内の関係

部局及び環境省との連絡網を整備すること

上記について対応を確実なものとするため、「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針（平成24年2月3日環自総発第120203002号）」（http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/files/n_08.pdf）の再確認を各職員に徹底されたい。また、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html）及び「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル簡易版」（http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809/list_apl.pdf）についても、十分に内容を把握されたい。

さらに、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに関する対応技術マニュアル」に基づき、半径10kmに野鳥重点監視区域が設定されるので、環境省地方環境事務所野生生物課及び貴自治体の鳥獣行政担当部局と十分に連携調整し、監視や防疫体制の整備を図られたい。